

平成二十八年十月六日提出  
質問第四六号

国連平和維持活動への参加五原則に関する質問主意書

提出者  
階  
猛

## 国連平和維持活動への参加五原則に関する質問主意書

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（以下、「PKO協力法」という。）が定める我が国のPKO参加五原則のうち、「当該国連平和維持隊が特定の紛争当事者に偏ることなく、中立的な立場を厳守する」との原則（以下、「第三原則」という。）について、以下質問する。

一 第三原則は、国会答弁等において「中立性の原則」と通常称されているが、現在の国連のPKO原則にある「不偏性の原則」とは異なるという理解でよいか。

二 PKO協力法第三条第一号にいう「国際連合平和維持活動」とは、国連において「不偏性の原則」を満たすものとして実施する全ての平和維持活動を意味すると解してよいか。

右質問する。